

富秋中学校区等跡地活用ビジョン(案)

令和8年●月

和泉市



目次

第1章 富秋中学校区等跡地活用ビジョン策定に向けた現状	- 1 -
1 富秋中学校区等跡地活用ビジョンの策定.....	- 1 -
(1) 富秋中学校区等跡地活用ビジョンの策定目的と役割.....	- 1 -
(2) 跡地活用ビジョンの策定方針	- 1 -
(3) 跡地活用ビジョンの位置づけ	- 2 -
(4) 地域の現状	- 3 -
2 富秋中学校区等地域の課題	- 4 -
(1) 人口減少や少子高齢化に関する課題.....	- 4 -
(2) 住宅・住環境に関する課題.....	- 4 -
(3) コミュニティに関する課題.....	- 5 -
(4) 子育て・教育環境に関する課題.....	- 5 -
(5) 公共施設の老朽化や活用等に関する課題.....	- 5 -
3 跡地活用ビジョンの対象となる跡地.....	- 6 -
第2章 富秋中学校区等地域の跡地活用	- 8 -
1 跡地活用の方針	- 8 -
(1) 跡地活用のコンセプト	- 8 -
(2) 富秋中学校区等地域におけるゾーニングの考え方	- 8 -
(3) ゾーニング図.....	- 9 -
(4) まちに必要な施設及び機能	- 10 -
(5) 公共施設跡地に望まない用途・施設	- 12 -
2 土地利用方針.....	- 13 -
(1) 施設配置の基本的な考え方	- 13 -
(2) 土地利用方針図	- 14 -
(3) 各公共施設の除却想定時期・跡地活用の用途	- 15 -
3 跡地活用のロードマップ	- 16 -
4 富秋中学校区等地域における展望	- 20 -

第1章 富秋中学校区等跡地活用ビジョン策定に向けた現状

1 富秋中学校区等跡地活用ビジョンの策定

(1) 富秋中学校区等跡地活用ビジョンの策定目的と役割

富秋中学校区等跡地活用ビジョン（以下「跡地活用ビジョン」という。）は、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化などの地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを取り組む「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」に基づき、公共施設の再編により生じる跡地活用を具体化するため、次の事項を目的とし、策定するものです。

①跡地の活用に係る将来像の共有（跡地活用の方向性・施設配置の決定）

- ・（仮称）富秋学園の整備や市営住宅集約建替他公共施設整備等事業に伴い発生する跡地について、円滑に活用を行う。
- ・「若者・子育て世帯の定住」や「まちの魅力づくり」につながる跡地活用の指針として、公共施設の配置、民間施設の誘導を図る機能やエリアのゾーニングなどを示す。
- ・跡地活用の方向性や施設配置を市、民間事業者、地域住民をはじめとする市民の三者が共有する。

②事業者の購入、出店意欲をかきたてるもの

- ・今後の公共施設の配置や公共施設の再編等により生じる跡地の位置情報を提供することで、民間事業者の購入、出店意欲をかきたて、まちづくりに投資を行う際の重要な判断材料の一つになる役割を期待する。

③都市計画（用途地域）変更や都市計画（地区計画）決定の根拠資料

- ・都市計画（用途地域）変更や都市計画（地区計画）決定の根拠資料として活用する。
- ・誘導しようとする施設の規模によっては、現状の用途地域では建設できないという問題が生じる。
＜例＞商業施設（大規模なもの）、市民体育館（アリーナ）
- ・誘導する用途により、都市計画（用途地域）の変更や都市計画（地区計画）の決定又は募集要項等により土地利用の規制を検討する。

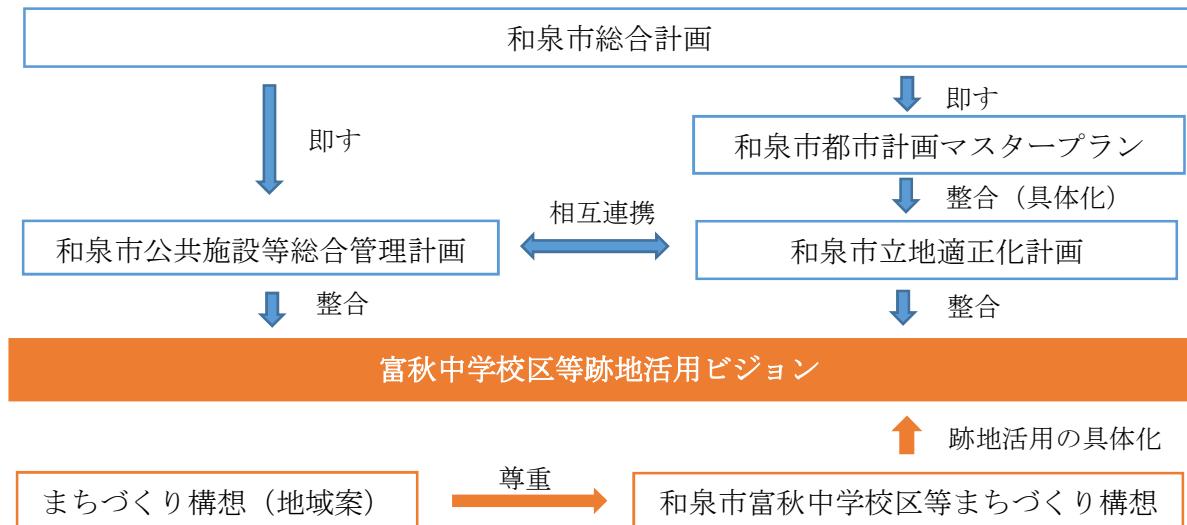
(2) 跡地活用ビジョンの策定方針

跡地活用ビジョンは、次の方針に基づいて策定します。

- ①市の上位計画と整合すること。
- ②和泉市富秋中学校等まちづくり構想を踏まえた跡地活用を具体化すること。
- ③地域住民との対話を踏まえたものであること。

(3) 跡地活用ビジョンの位置づけ

跡地活用ビジョンは、和泉市総合計画や和泉市都市計画マスタープラン等の上位計画を補完するとともに富秋中学校区等まちづくり構想を踏まえて、跡地活用の具体化を図るもので



<参考>和泉市立地適正化計画 P57 「北信太・信太山都市機能誘導区域周辺」抜粋

周辺地域の日常生活を支える生活利便施設について、誘導施設を設定します。

地区	分野	誘導施設
信太山駅周辺	高齢化の中で必要性の高まる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉、子育て支援といった多機能型の福祉施設 ・スポーツ施設（運動場等を備えたもの）
	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設（生涯学習機能等を含むもの） ・商業施設（施設の床面積の合計が10,000 m²を超えるもの） ・集会機能を備えた施設
	集客力がありまちのにぎわいを生み出す施設	

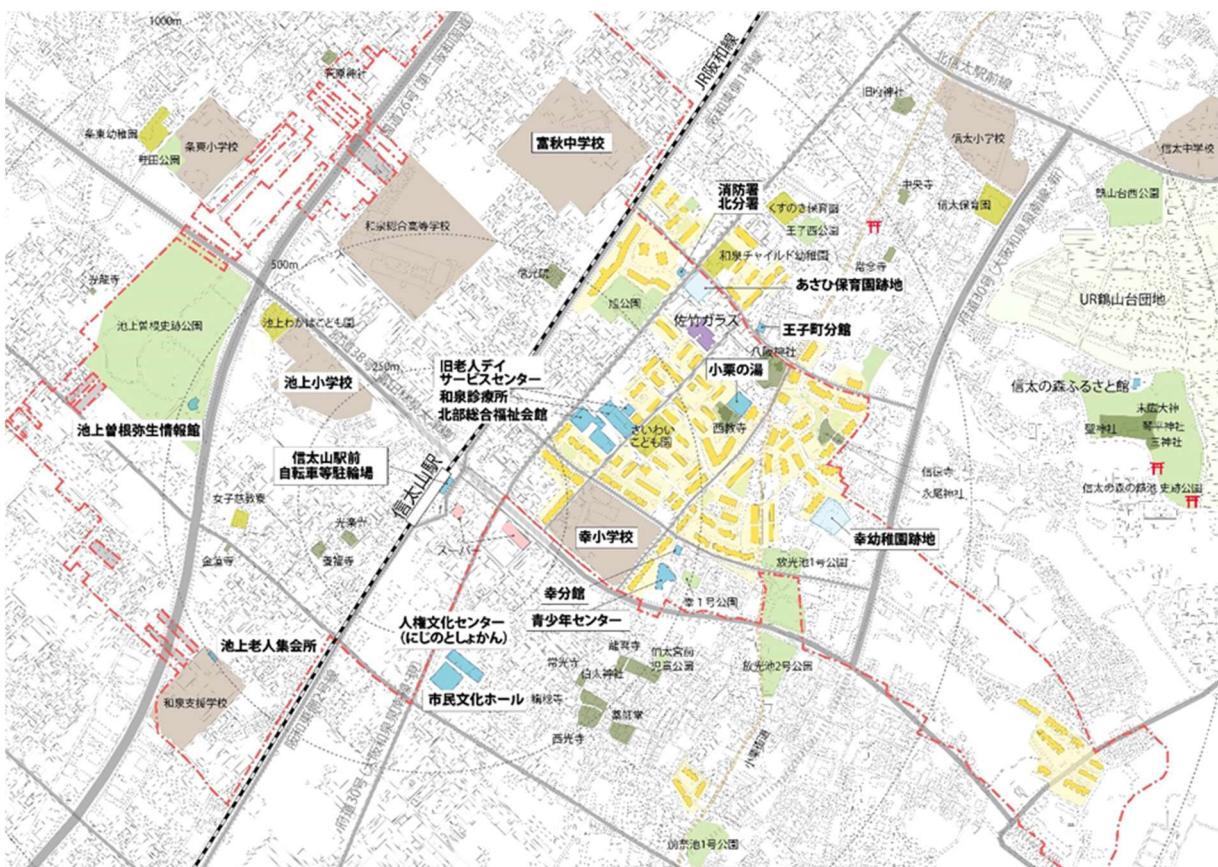
(4) 地域の現状

富秋中学校区等は、池上小学校区と幸小学校区（隣接する伯太小学校区、信太小学校区の一部を含む。）からなるJR阪和線信太山駅を起点として半径1.5kmに校区が広がる約140haの地区です。

地域には、小栗街道や池上曾根遺跡、仏閣などの歴史資産が残る一方、校区の大半は戸建住宅や市営住宅などが立地する住宅街で、駅前や幹線道路には商業施設等も点在しています。

また、市営住宅や学校をはじめとして、和泉診療所や北部総合福祉会館、人権文化センター、青少年センターなどの公共施設が多く立地しています。

【富秋中学校区等の位置図】



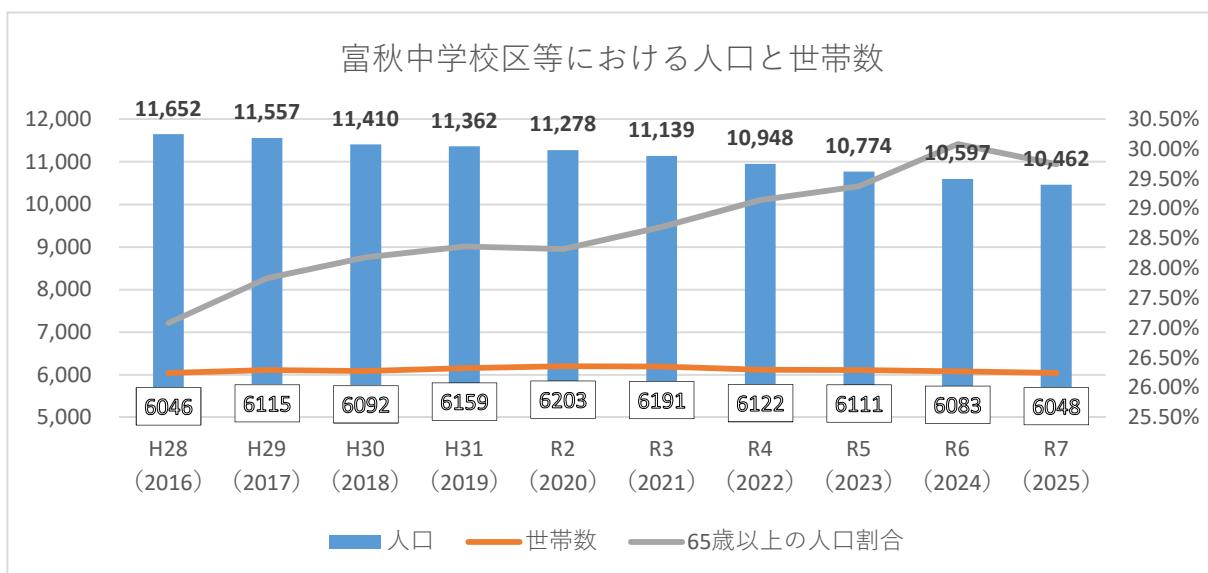
2 富秋中学校区等地域の課題

(1) 人口減少や少子高齢化に関する課題

富秋中学校区等（池上小学校区及び幸小学校区）における10年間の人口は、平成28年（2016年）3月末時点で11,652人^{*}でしたが、令和7年（2025年）3月末時点で10,462人となっており、過去10年で1,190人（約10%）減少しています。世帯数は過去10年間で大きく変動していないものの、人口は減少していることから、1世帯当たりの人口が減少しています。

人口減少と少子高齢化に対応するため、新たな魅力創出を行った上で、住宅開発を誘導することで、若者・子育て世帯を増加させる必要があります。

富秋中学校区等における人口、世帯数、65歳以上の人口割合



* 富秋中学校区等の人口は、伯太町、伯太町四丁目、池上町、池上町一丁目～池上町四丁目、幸一丁目～幸三丁目、富秋町、富秋町一丁目～富秋町三丁目の各年の3月末時点における和泉市住民基本台帳人口を集計しています。

(2) 住宅・住環境に関する課題

市営住宅においては、耐震性の課題をはじめ、入居者の高齢化への対応としてエレベーターの設置等、住宅性能の改善や高齢化した住民の孤立化への対策等、福祉や安全に関する対策が求められています。また、駅や道路といった交通施設に対する利便性や安全性に対する課題やまちに緑が少ない、買い物等で利用できる駐車場が少ないといった住環境に関する課題が地域からあげされました。

（和泉市富秋中学校区等まちづくり構想P4「住宅・住環境に関する課題」を引用）

(3) コミュニティに関する課題

人口減少・少子高齢化により地域コミュニティが衰退し、地域活動や伝統行事の担い手不足等の課題が地域からあげされました。

地域コミュニティは、住民相互の助け合い活動やだんじり祭等の伝統文化行事の継承、地域全体の課題に対する取り組み等の重要な機能を担っており、今後魅力あるまちづくりを推進していく上で、重要な役割を担うこととなります。

公共施設が地域コミュニティの維持・強化に向けて果たす役割は非常に重要であり、公共施設の更新の機会をとらえ、コミュニティの維持・強化につながる施策を検討していく必要があります。

(和泉市富秋中学校区等まちづくり構想 P4 「コミュニティに関する課題」を引用)

(4) 子育て・教育環境に関する課題

地域において子育てを行っていく上で、子どもや子育て中の親が安心して過ごせる居場所が少ないことや小規模校化している小中学校の教育環境、学力に関する課題、生徒指導の課題等が地域からあげられました。特色・魅力ある教育環境や地域で安心して子育てができる環境の整備を進めるため、地域・保護者・学校・行政が一丸となって取り組んでいく必要があります。

(和泉市富秋中学校区等まちづくり構想 P4 「子育て・教育環境に関する課題」を引用)

(5) 公共施設の老朽化や活用等に関する課題

富秋中学校区等地域では、市営住宅や学校の再編を進めていますが、その他、築40年以上経過した公共施設があり、建物や設備の老朽化が進行している施設や耐震性に課題のある施設もあります。今後、老朽化した公共施設への対応や公共施設の跡地を有効活用する必要があります。

<再編方針が決定している公共施設>

現公共施設	再編方針	想定整備スケジュール
池上小学校	(仮称) 富秋学園として再編	令和9年(2027年)4月開校予定
幸小学校		
富秋中学校		
市営住宅・市営店舗・作業所 (集約建替え対象部分に限る)	新設する市営住宅・市営店舗として再編	第1期: 令和10年(2028年)12月竣工予定 第2期: 令和14年(2032年)3月竣工予定
人権文化センター	(仮称) 多世代交流拠点施設として再編	令和14年(2032年)3月竣工予定
幸分館		
王子町分館		
青少年センター		
旭公園	(仮称) 新旭公園として再編 ※(仮称)新旭公園は、都市計画決定済	令和16年(2034年)開園予定

これから色々な公共施設が、どんどん新しくなるんだ！



コダイくん

3 跡地活用ビジョンの対象となる跡地

跡地活用ビジョンの対象となる跡地は、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」のうち公共施設の再編を行うことにより生じる跡地とし、施設廃止の時期が未定の跡地などは対象外とします。

番号	対象となる跡地 (公共施設)	備考	番号	対象となる跡地 (公共施設)	備考
①-1	池上小学校 (①-2 以外)	約 1.79ha	⑫	幸団地 (28-30 棟)	約 0.55ha
①-2	池上小学校 (プール付近)		⑬-1	幸第二団地 (43 棟)	約 0.10ha
②	幸小学校	約 2.03ha	⑬-1	幸分館	約 0.03ha
③-1	人権文化センター駐車場	約 0.26ha	⑬-2	幸第二団地 (41、42 棟)	約 0.25ha
③-2	人権文化センター、市民文化ホールの一部 (③-3 以外)	約 0.59ha	⑬-2	青少年センター	約 0.26ha
③-3	市民文化ホール (※1)	北信太駅前整備事業の代替地	⑭	王子第二団地 (5 棟)	約 0.20ha
④	伯太団地	約 0.40ha	⑮	王子第二団地 (6-10 棟)	市営住宅 (当面管理)
⑤-1	丸笠団地 (1-5 棟)	約 1.12ha	⑯-1	旭第二団地 (17 棟)	市営住宅 (当面管理)
⑤-2	丸笠団地 (6-8 棟)	約 0.44ha	⑯-2	旭第二団地 (12-16、18 棟)	市営住宅 (当面管理)
⑥	旭第二団地 (6 棟)	約 0.19ha	⑰-1	旭第一団地 (19、20 棟)	約 0.25ha
⑦	旭第二団地 (7、8 棟)	約 0.27ha	⑰-2	旭第一団地 (21-24 棟)	約 0.65ha
⑧	旭第二団地 (9-11 棟)	約 0.34ha	⑱-1	幸第二団地 (49、50 棟)	約 0.24ha
⑨	旭第一団地 (25-27 棟)	約 0.36ha	⑱-1	公園、駐車場等	市営住宅 (当面管理)
⑨	旭第一団地 (A 棟)	約 0.04ha	⑱-2	幸第二団地 (51 棟)	市営住宅 (当面管理)
⑩	和泉診療所	約 0.20ha	⑱-3	幸第二団地 (44-48、52、53 棟)	市営住宅 (当面管理)
⑪	北部総合福祉会館	約 0.38ha	⑲	王子第一団地	約 0.45ha

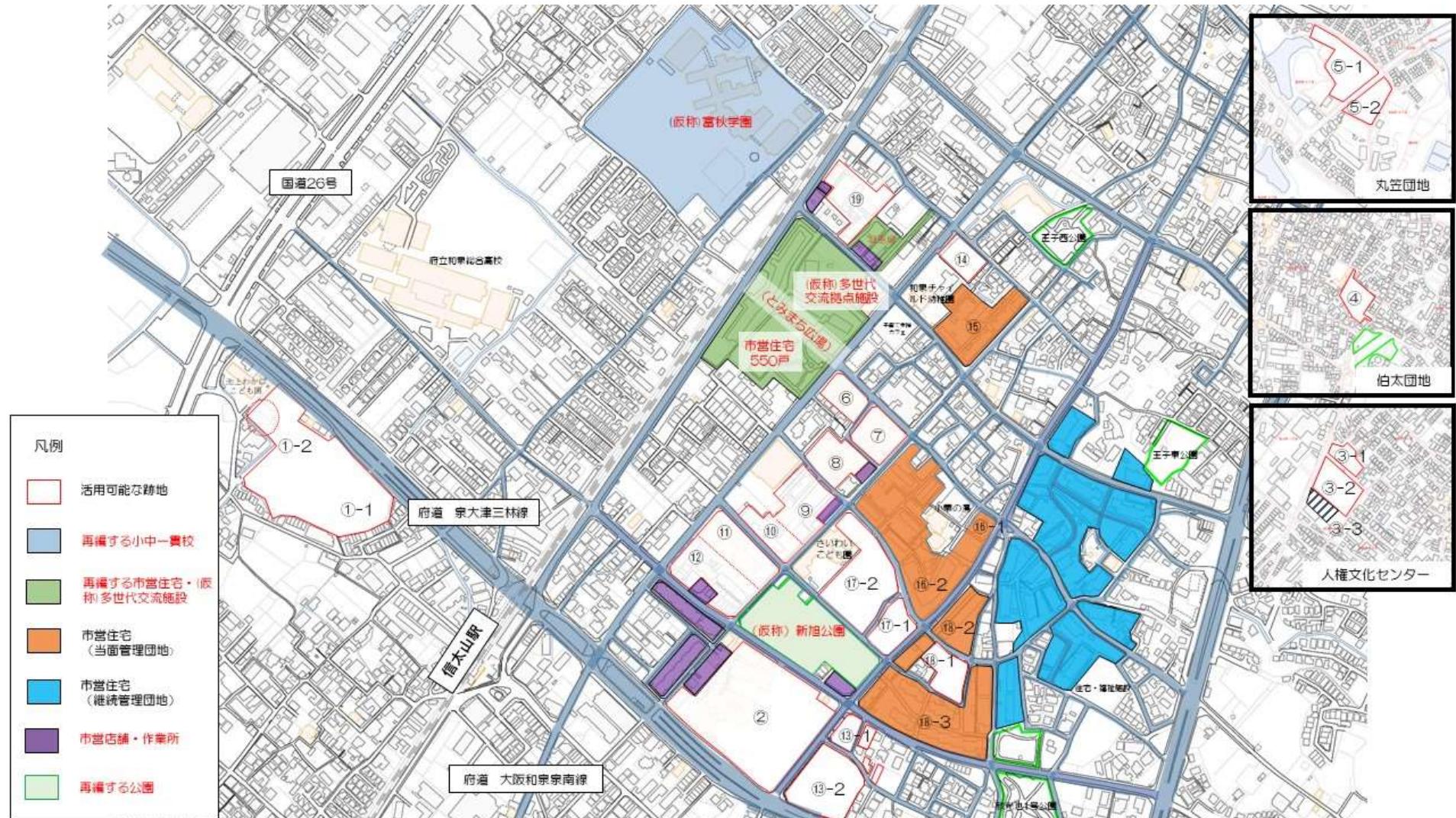
※ 着色部分は、対象外



公共施設の跡地がたくさん生じるみたいだね！

跡地はどうなるのだろう？

活用可能な跡地（位置図）



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

第2章 富秋中学校区等地域の跡地活用

1 跡地活用の方針

(1) 跡地活用のコンセプト

集い、つながり、発展するまち － 富まちから始まる未来 －

(コンセプトの説明)

公共施設の再編により生み出した跡地を活用し、人が集い、コミュニティが生まれる公共施設を配置し、商業施設や新たな住宅の誘導により、地域をにぎわいがあり、魅力的なまちへと発展させつつ、このまちづくりを契機として、広く和泉市に未来志向を波及させることをイメージするもの。

(2) 富秋中学校区等地域におけるゾーニングの考え方

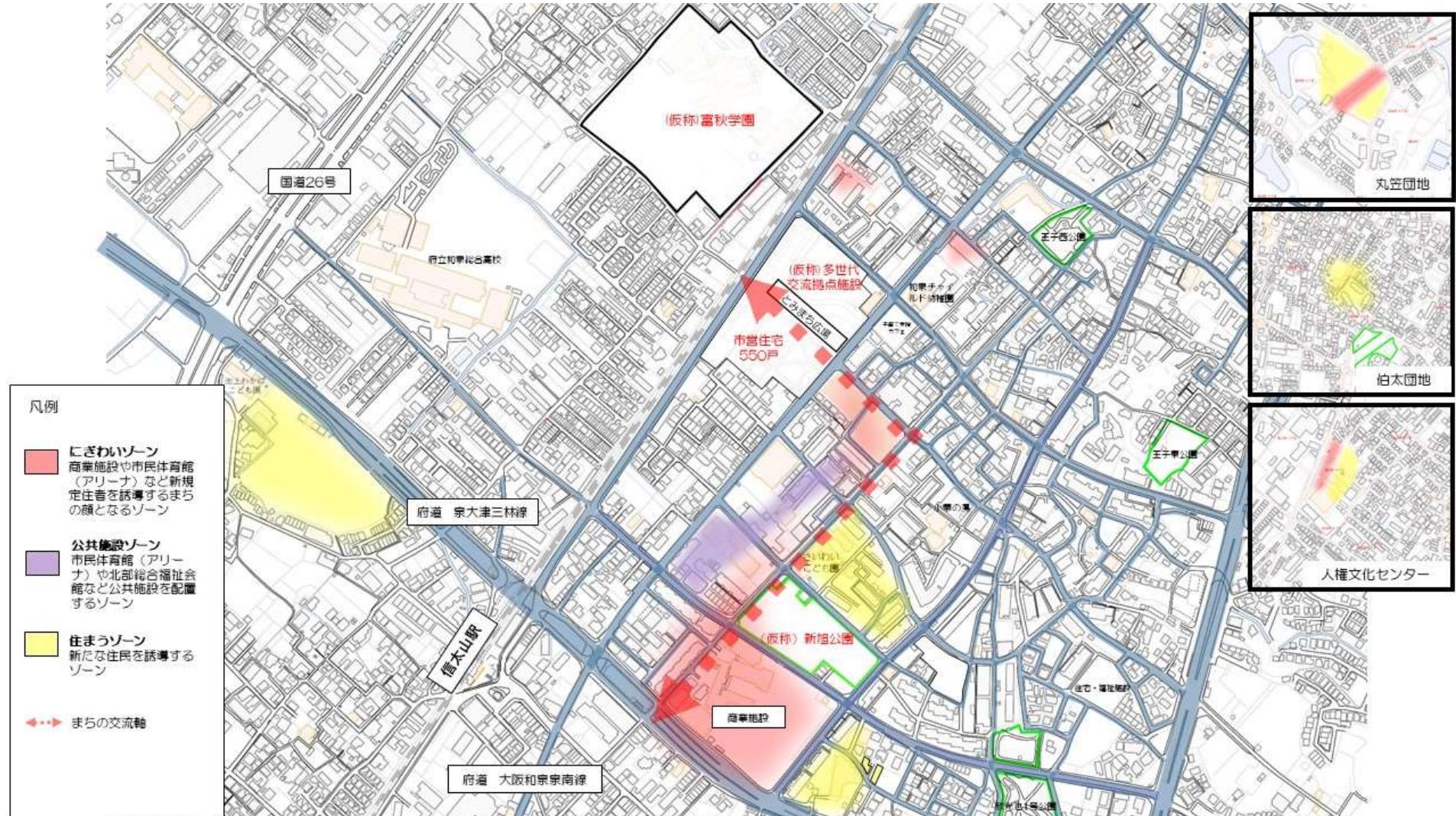
①富秋中学校区等地域に求められる機能を踏まえ、ゾーンを設定します。

ゾーン	まちに必要な機能
にぎわいゾーン 商業施設や市民体育館（アリーナ）などにぎわい機能を誘導し、まちの顔となるゾーン	地域の活性化に貢献する機能
	コミュニティ持続する機能
	子育てを支援する機能
公共施設ゾーン 市民体育館（アリーナ）や北部総合福祉会館など、公共施設を配置するゾーン	市民の健康で豊かな生活に寄与する機能
住まうゾーン 新たに定住を誘導するゾーン	子育て世帯に選ばれ、若者も高齢者も安心して暮らし続けることができる居住機能
まちの交流軸	とみまち広場から商業施設までの動線を「まちの主要軸」として「交流」や「滞在」を促す機能

②富秋中学校区等地域における跡地活用においては、2つの拠点を設定し、周辺の跡地に施設配置を展開します。

拠点	説明
幸小学校跡地	・商業施設を誘導し、周辺に公共施設の再編や民間施設を誘導する「まちの顔」とした拠点
池上小学校跡地	・住宅の誘導により定住を促進するとともに、周辺に交流用途を配置することで、コミュニティの活性に寄与する拠点

(3) ゾーニング図



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

(4) まちに必要な施設及び機能

①公共施設

施設	必要性
北部総合福祉会館	<p>市民一人ひとりのウェルビーイング（健康、幸福、生きがい）の追求を目的として、市民同士の交流・つながりの創出、医療・介護・福祉・地域の連携により、新たな価値を生み、人と人とがつながるコミュニティを育む地域を支える施設とします。</p> <p>高齢者・障がい者等を対象とした次の機能を確保することをめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相談対応機能 イ 地域住民の居場所機能 ウ 地域コミュニティ形成を促進する機能 エ 地域福祉の担い手を養成、育成する機能 オ 医療と連携を行う機能 カ 介護予防、健康増進を促進する機能 キ 災害発生時に事業者とボランティアが連携した福祉避難所の機能 ク その他市域全体の地域福祉を促進する機能
市民体育館 (アリーナ)	<p>市民体育館の建替えに当たり、観客席を有するアリーナ機能を備えた体育館として整備することで、大規模な大会などスポーツイベントの開催が可能となり、競技力向上、地域外からの来訪促進によるにぎわいの創出が図られるだけでなく、スポーツ以外の多目的な利用が可能となり、地域の文化活動や交流の場として、地域のコミュニティ形成にも寄与します。</p> <p>（仮称）新旭公園と連携することで相乗効果が期待できるとともに、立地特性から市民が気軽に運動できる環境を提供でき、スポーツの普及・振興及び市民の健康増進に寄与します。</p>
共同駐車場	<p>幸小学校跡地の周辺に再編する各公共施設の駐車場を共同利用とし、必要数を確保することで、区画数の合理化を図ることができます。</p> <p>また、一時的なイベント等による来訪者にも柔軟に対応し、効果的な跡地活用を図ることが可能となります。</p>
池上老人集会所	<p>老人集会所のリニューアルの一環として、誰もが利用しやすく、新しい地域コミュニティを生み出す拠点とすることをめざします。</p> <p>なお、池上老人集会所については、池上校区の端に立地している状況に鑑み、概ね校区の中心に位置する池上小学校跡地に移転予定の池上町会館と老人集会所の機能を集約することを検討します。</p>

②民間施設

機能	内容
商業施設 (複合商業施設)	<p>地域内外から若者・子育て世帯の移住・定住を誘導できる核となる魅力ある複合商業施設を誘導します。</p> <p>ア 買い物の時間だけでなく、生活のあらゆる時間に寄り添い、生活の場として日常生活の質の向上に寄与すること。</p> <p>イ 若者、子育て世帯を呼び込み、来訪者の増加も期待できる、多様な機能で構成されていること。</p> <p>ウ まちに開放された空間（屋外広場等）と一体感があること。</p> <p>エ 地域コミュニティ向上に寄与するイベント等の活用により、エリア内だけでなく、エリア外からも来訪を促進し、にぎわいの形成が期待できること。</p> <p>オ 医療機関の誘導を図ることで、商業施設の魅力を高めるとともに、利便性向上（買い物と併せた通院など）に寄与すること。</p>
住宅	<p>若者・子育て世帯を誘導し、まちの活性化をめざすほか、高齢者を含む多様な世代が住みやすいまちをめざします。</p> <p>※一戸建住宅の利用に限定せず、集合住宅の立地も可能とします。</p>
ニーズに応じた活用	基本的には、住宅用地として活用しますが、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とします。
池上町会館	地域住民と転入者のコミュニティ活性にも寄与する拠点づくりを図るため、池上小学校跡地のプール付近に町会館用地（池上老人集会所機能を含む。）として「300 m ² ～600 m ² 」の土地を確保します。



公共施設の再編や移転だけでなく、商業施設や住宅を誘導しようとしているんだね！
信太山駅周辺がもっとにぎわってくれるといいなー。

(5) 公共施設跡地に望まない用途・施設

①次に掲げる用途は、誘導しません。

- ・周辺住民の文化的、社会的生活環境を著しく損なう活動のために利用すること。
- ・青少年の健全な育成に悪影響を与えること。
- ・暴力団その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用すること。
- ・地域住民に著しい騒音、振動、悪臭、光害、又はその他の公害をもたらすこと。

②地域住民との対話の結果、「にぎわい創出に寄与しないもの」は誘導しません。

(例) 倉庫、資材置き場等

※誘導する用途により、都市計画（用途地域）の変更や都市計画（地区計画）の決定
又は募集要項等により土地利用の規制を検討します。

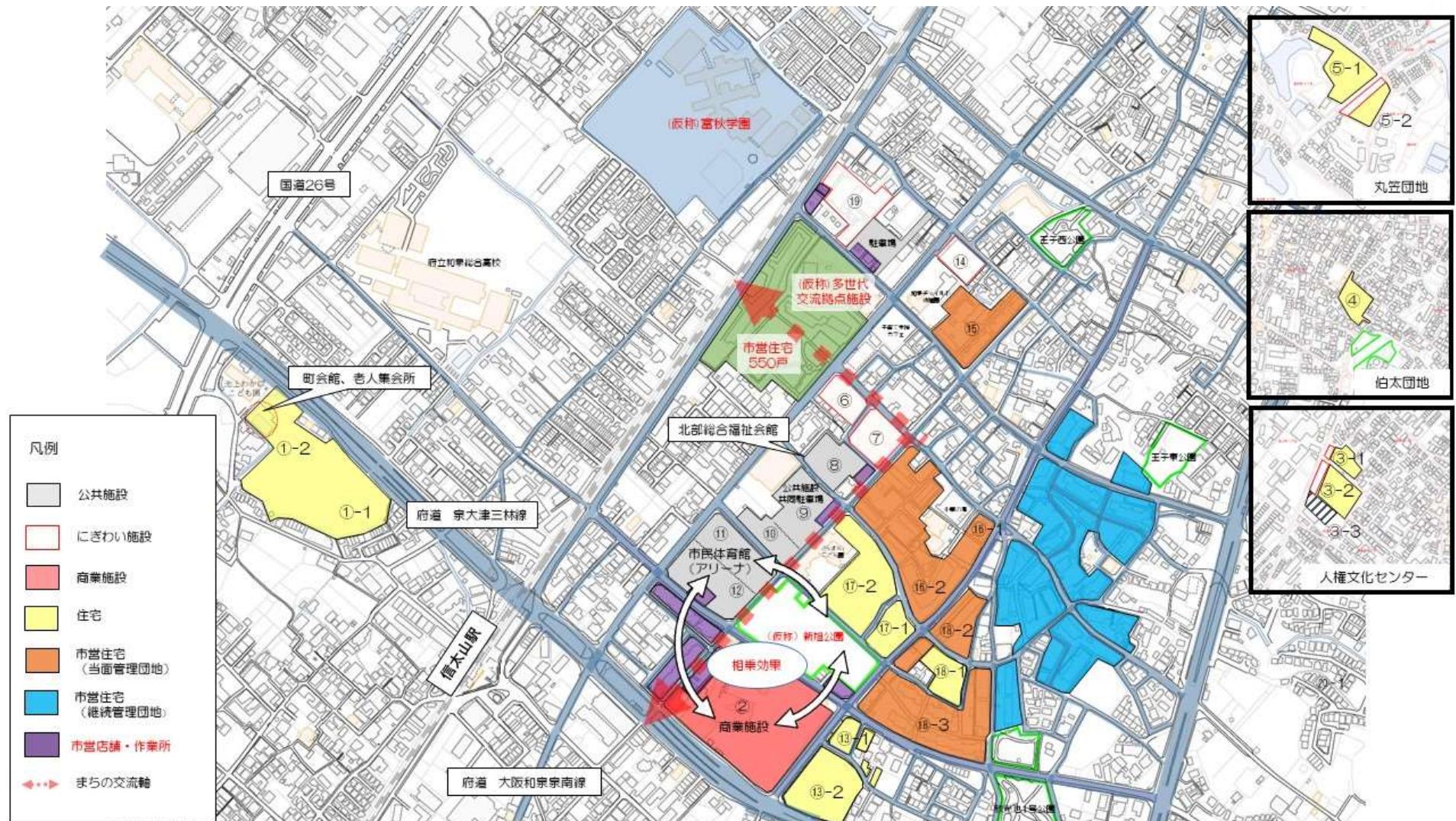
2 土地利用方針

(1) 施設配置の基本的な考え方

まちの魅力向上のため、再編又は移転する公共施設、誘導を図る民間施設の配置の考え方は次のとおりとします。

施設配置の基本的な考え方	
①コンパクトなまち	<ul style="list-style-type: none">・信太山駅を中心に、多様な施設を集積させ、各施設を歩いて回れる範囲に配置
②幸小学校跡地周辺を「まちの顔」とした拠点づくり	<ul style="list-style-type: none">・信太山駅の近隣である幸小学校跡地周辺に公共施設の再編及び民間施設を誘導
③幸小学校跡地に商業施設を誘導	<ul style="list-style-type: none">・幸小学校跡地の付近に住宅誘導をめざす跡地が集中しているため、当該跡地に生活利便性に寄与する商業施設を誘導
④市民体育館（アリーナ）（仮称）新旭公園、商業施設の連携	<ul style="list-style-type: none">・商業施設を誘導する際に、近接する市民体育館（アリーナ）や（仮称）新旭公園と連携し、相乗効果を期待する提案を求める
⑤まちの交流軸を中心とした「居心地がよい」、「交流・滞在を促す」施設や空間の形成	<ul style="list-style-type: none">・とみまち広場から商業施設までの動線を「まちの交流軸」として、軸に沿って居心地のよい施設や空間を形成し、交流や滞在を促す
⑥再編する各公共施設の駐車場の共同利用	<ul style="list-style-type: none">・再編する各公共施設の駐車場を共同利用とし、必要数を確保することで、区画数の合理化を図る・一時的なイベント等による来訪者にも柔軟に対応し、効果的な跡地活用を図る
⑦池上小学校跡地に住宅の誘導や交流用途を配置	<ul style="list-style-type: none">・池上小学校跡地は、定住促進のための住宅の誘導及び交流用途（池上町会館等）の配置により、地域住民と転入者とのコミュニティ活性に寄与する拠点づくりを図る

(2) 土地利用方針図



※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

(3) 各公共施設の除却想定時期・跡地活用の用途

番号	対象となる跡地 (公共施設)	除却 【※1】	(参考) 跡地活用の用途
①-1	池上小学校 (①-2 以外)	R10	住宅
①-2	池上小学校 (プール付近)		池上町会館 (老人集会所機能を含む。)
②	幸小学校	R10	商業施設 (医療機関を含む。) 【※2、※3】
③-1	人権文化センター駐車場	R15	ニーズに応じた活用 【※4】
③-2	人権文化センター、市民文化ホールの一部 (③-3 以外)	R15	
③-3	市民文化ホール	R7	北信太駅前整備事業の代替地
④	伯太団地	R14	基本的に住宅
⑤-1	丸笠団地 (1-5 棟)	R12	
⑤-2	丸笠団地 (6-8 棟)	R12	ニーズに応じた活用 【※4】
⑥	旭第二団地 (6 棟)	R14	
⑦	旭第二団地 (7、8 棟)	R14	北部総合福祉会館
⑧	旭第二団地 (9-11 棟)	R14	
⑨	旭第一団地 (25-27 棟)	R16	共同駐車場 (一部を暫定利用)
⑩	旭第一団地 (A 棟)	R17	
⑪	和泉診療所	R18	市民体育館 (アリーナ) 【※5】
⑫	北部総合福祉会館	R18	
⑬-1	幸第一団地 (28-30 棟)	R16	基本的に住宅
⑬-2	幸第二団地 (41、42 棟)	R14	
⑭-1	青少年センター	R14	ニーズに応じた活用 【※4】
⑮	王子第二団地 (5 棟)	R14	
⑯-1	王子第二団地 (6~10 棟)	当面管理のため、エリアの対象外	基本的に住宅
⑯-2	旭第二団地 (17 棟)		
⑰-1	旭第二団地 (12-16、18 棟)		
⑱-1	旭第一団地 (19、20 棟)	R14	当面管理のため、エリアの対象外
⑱-2	旭第一団地 (21-24 棟)	R14	
⑲-1	幸第二団地 (49、50 棟)	R14	当面管理のため、エリアの対象外
⑲-2	公園、駐車場等	当面管理のため、エリアの対象外	ニーズに応じた活用 【※4】
⑲-3	幸第二団地 (51 棟)		
⑲-4	幸第二団地 (44-48、52、53 棟)		
⑳	王子第一団地	R11	当面管理のため、エリアの対象外

※1 市が直接、除却した場合の想定時期であり、今後変更となる可能性がある。

なお、必要に応じて、土地の売却又は貸付する場合は、除却を民間事業者に委ねることも検討する
また、民間施設として活用する場合の可能時期は、各公共施設の除却時点における諸事情を勘案して決定する。

※2 延床面積 10,000 m²以上の商業施設を誘導できるよう、現行の用途地域（第一種住居地域）の変更を検討する。

※3 医療機関にあっては、商業施設への誘導が困難な場合は、⑧の跡地のほか、「その他の跡地」への誘導を検討する。

※4 民間施設の誘導を行う跡地において、拠点となる池上小学校跡地（住宅、池上町会館（老人集会所機能を含む。））、幸小学校跡地（商業施設）以外は、基本的には、住宅用地として活用するが、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とする。

※5 観覧席を有するアリーナ機能を備えた体育館を整備できるよう、現行の用途地域（第一種住居地域）の変更を検討する。

3 跡地活用のロードマップ

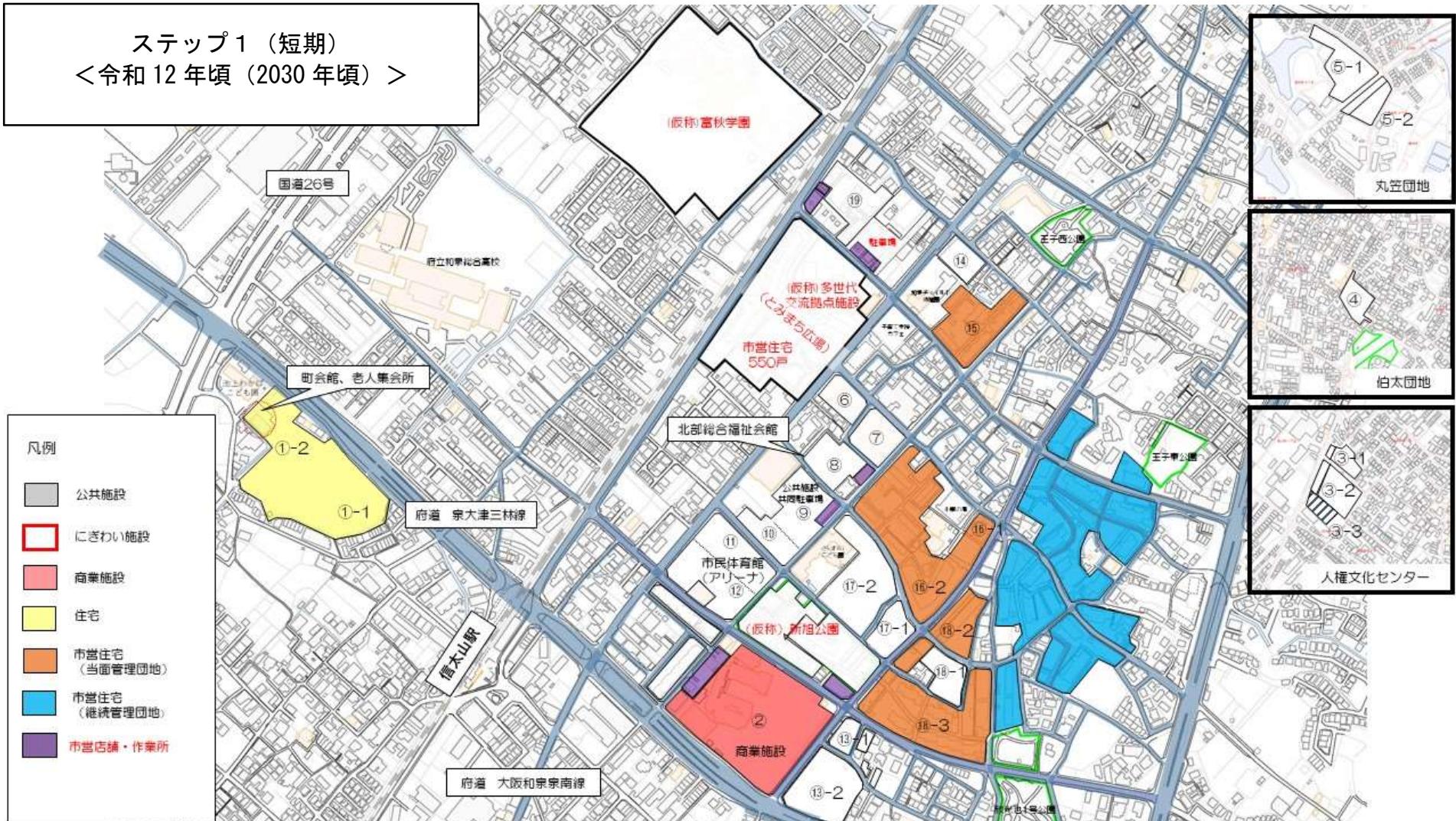
跡地活用のロードマップは、今後、跡地活用として想定される変遷をステップ1（短期）、ステップ2（中期）、ステップ3（長期）の3つの時期別に示したものです。

ステップ	想定時期
ステップ1（短期）	令和12年頃（2030年頃）
ステップ2（中期）	令和17年頃（2035年頃）
ステップ3（長期）	令和22年～令和32年頃（2040年～2050年頃）

次ページ以降のロードマップの図面は、対象となる跡地のうち、当該時期の状態を図示したものであり、活用する用途別に着色することで表現しています。

凡例	説明
白地に黒色線囲み	対象となる跡地において活用ができない状態
灰色	対象となる跡地において、配置予定の公共施設の整備に着手又は整備された状態
白地に赤色線囲み	にぎわい施設の整備に着手又は整備された状態
赤色	商業施設の整備に着手又は整備された状態
黄色	住宅の整備に着手又は整備された状態
オレンジ色・青色	<跡地活用ビジョンの対象外> 当面管理や継続管理の市営住宅
紫色	<跡地活用ビジョンの対象外> 新たに整備する市営店舗・作業所
赤字施設名称	<跡地活用ビジョンの対象外> 対象となる跡地以外で整備する公共施設

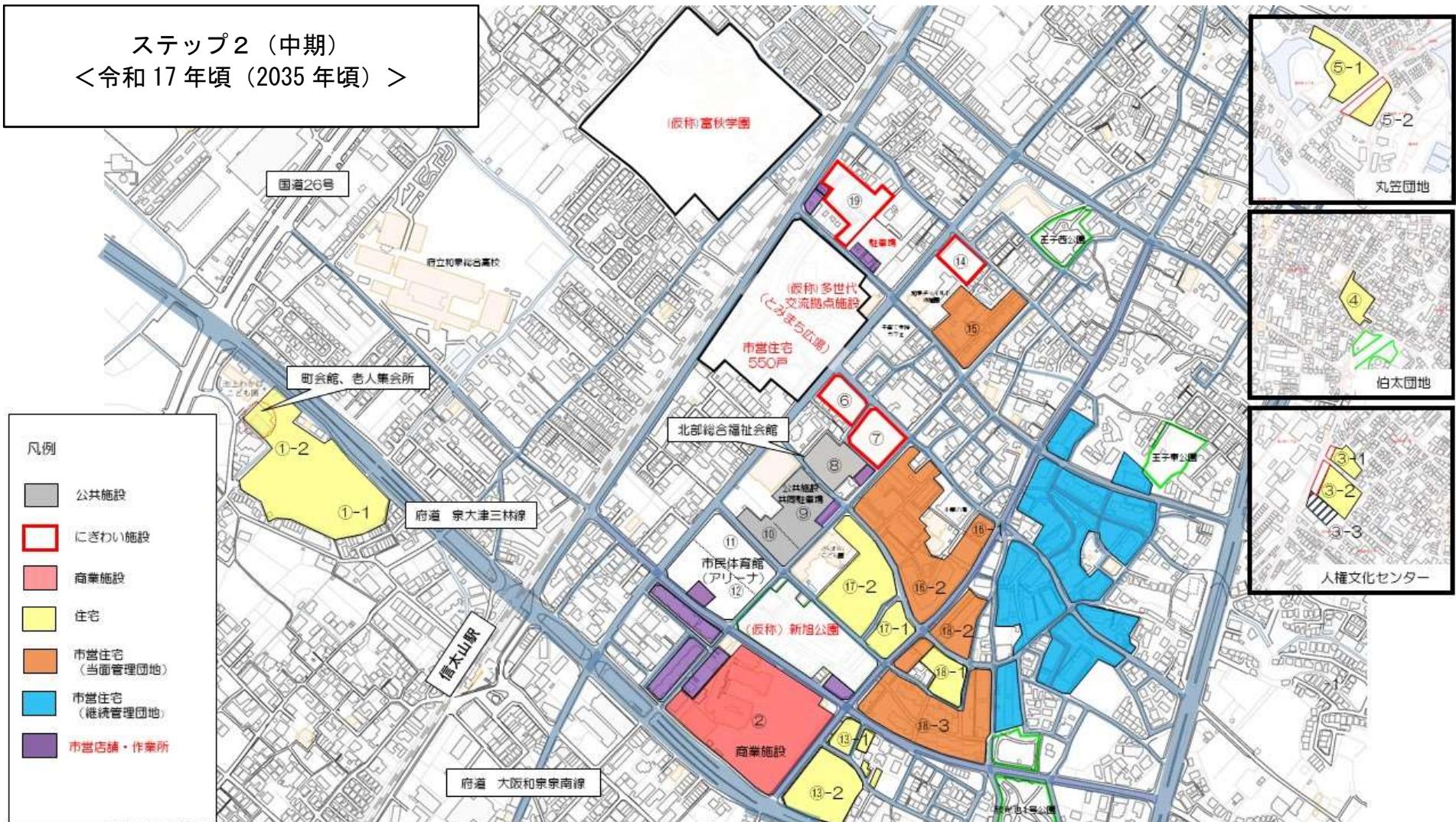
ステップ1（短期）
<令和12年頃（2030年頃）>



※当該時期の状態を図示したものであり、今後変更になる可能性があります。

※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

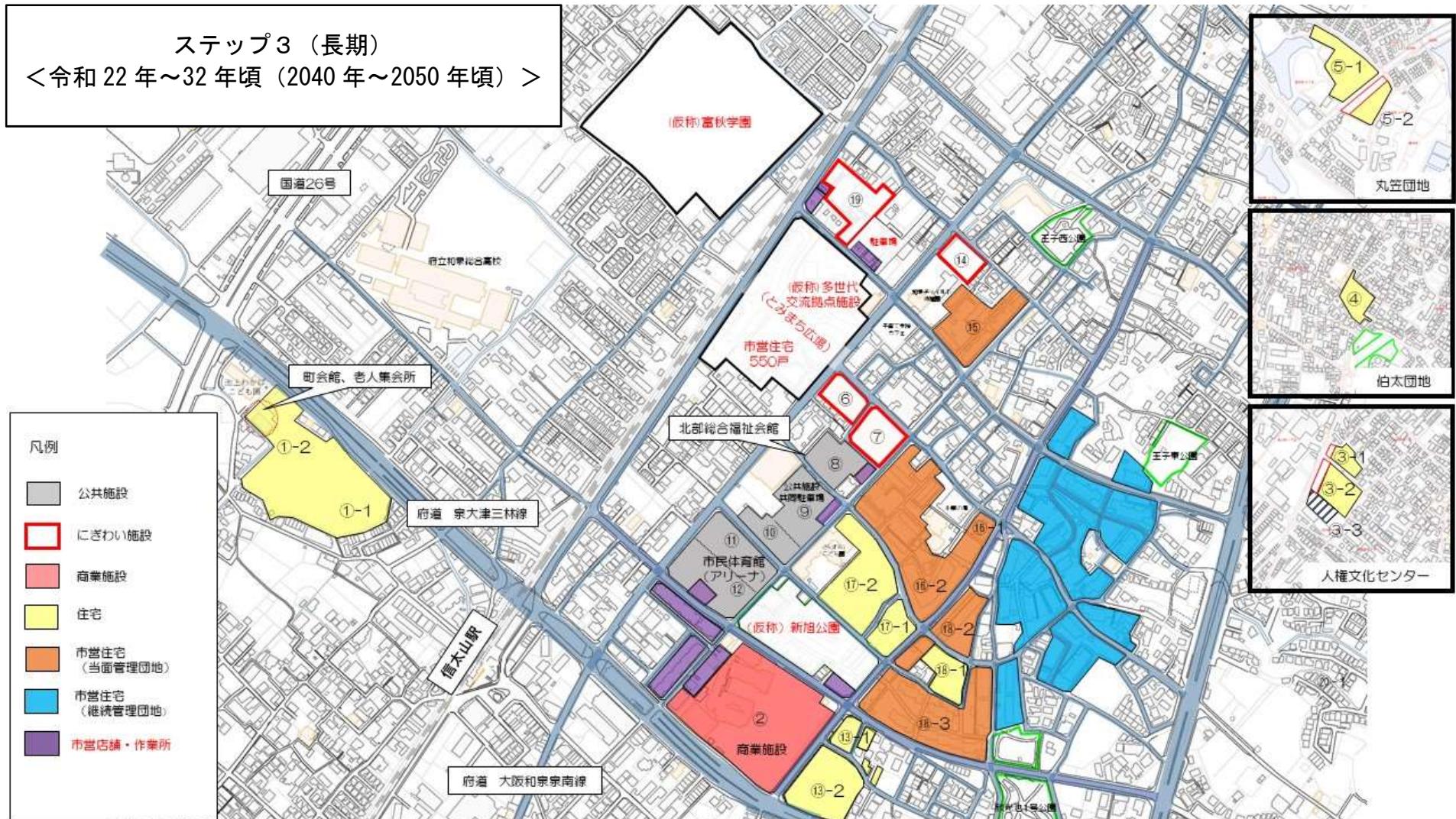
ステップ2（中期）
<令和17年頃（2035年頃）>



※当該時期の状態を図示したものであり、今後変更になる可能性があります。

※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

ステップ3（長期）
<令和22年～32年頃（2040年～2050年頃）>



※当該時期の状態を図示したものであり、今後変更になる可能性があります。
※赤字施設名称は、対象となる跡地以外で整備する公共施設

4 富秋中学校区等地域における展望

富秋中学校区等地域には、人口減少やコミュニティの衰退、公共施設の老朽化等の様々な課題があります。

公共施設の再編に伴い生じる跡地に、まちに必要な公共施設を配置するとともに、民間施設として幸小学校跡地に商業施設、池上小学校跡地に住宅を誘導し、地域の魅力を高め、定住促進を図ります。

また、その他の跡地においては、住宅用地として活用するほか、沿道利用等その他の活用方法が見込まれる箇所は、ニーズに応じた活用とし、例えば、飲食店舗、物販店舗等のにぎわい機能のほか、学習塾など子育てを支援する機能や各種教室など生涯学習による心の豊かさを育む機能など高齢者を含む多様な世代が住みやすいまちになることをめざします。

この跡地活用ビジョンを羅針盤として、市、民間事業者、地域住民をはじめとする市民の三者が一体となり、共有した将来像に向かって跡地活用を進めていくことを期待します。